

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、麗澤大学（以下「本学」という。）における公的研究費の運営・管理及びモニタリングに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

- 第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省が所管する研究費補助制度（科学研究費補助金、科学技術振興調整費その他広く研究開発課題を募り、科学的及び技術的な観点を中心とした評価に基づき採択された課題を実施するために配分される研究開発資金をいう。）に基づき交付される研究費をいう。
- 2 前項に掲げる研究費以外の研究費補助又は委託研究等を受けようとする場合においても、この規程を準用する。
- 3 この規程において「研究者」とは、本学において公的研究費を用いて行う研究に従事する全ての者をいう。なお、学生についても、公的研究費を用いて行う研究に従事するときには「研究者」に準ずるものとし、この規程を適用する。
- 4 この規程において「不正」とは、故意又は重大な過失による公的研究費の他の用途への使用若しくは公的研究費の交付の決定の内容やこれに付された条件又は本学の諸規程に違反した使用をいう。

## 第2章 学内の責任体制

### （最高管理責任者）

- 第3条 公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長を充てる。
- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。

### （統括管理責任者）

- 第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、教育研究担当副学長を充てる。
- 2 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

### （コンプライアンス推進責任者）

- 第5条 公的研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、最高管理責任者が指名する者を充てる。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画等の具体的な対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するものとする。

- 4 コンプライアンス推進責任者は、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導するものとする。

### 第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

#### （ルールの明確化・統一化）

第6条 公的研究費の取扱いについては、明確かつ体系的な運用ルールを定め、全ての構成員に分かりやすい形で周知するとともに、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。

#### （経費処理）

第7条 公的研究費の経費の取扱いについては、学校法人廣池学園経理規程に基づき、適正に処理しなければならない。

#### （事務処理）

第8条 公的研究費の予算執行及び経理に関する事務は、財務部財務経理課及び大学事務局大学総務課が担当するものとする。

- 2 前項以外の公的研究費に関する事務は、大学事務局大学総務課が担当するものとする。

#### （誓約書）

第9条 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、次の各号に掲げる内容を盛り込んだ誓約書の提出を義務付けるものとする。

- (1) 本学の規則等を遵守すること
- (2) 不正を行わないこと
- (3) 規則等に違反して不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

- 2 誓約書を提出しない者は、公的研究費への申請、運営及び管理を行うことができない。

#### （告発等への対応）

第10条 不正に関する告発又は相談に対する手続き等については、麗澤大学研究活動不正行為防止規程第7条から第36条までの規定を準用する。

#### （配分機関等への報告）

第11条 麗澤大学研究活動不正行為防止規程第7条第5項に定める報告を受けた場合、最高管理責任者は、配分機関及び文部科学省（以下「配分機関等」という。）に対して、告発等の受付から30日以内に、本調査の可否を報告するものとする。

- 2 本調査の実施を決定した場合、最高管理責任者は、配分機関等に対して、調査方針、調査対象及び方法等について協議するものとする。
- 3 調査期間中に不正の事実が一部でも確認された場合又は配分機関等から中間報告を求められた場合、最高管理責任者は、配分機関等に中間報告を行うものとする。
- 4 配分機関等の求めがある場合、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
- 5 最高管理責任者は、被告発者又は告発者から不服申立てがあったときは、配分機関等に報告するものとする。この場合、不服申立ての却下、再調査開始の決定、再調査の結果についても同様に報告するものとする。

6 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果の確定に基づき、次の各号に定める事項を含む最終報告書を配分機関等に提出するものとする。

- (1) 調査委員会の調査結果
- (2) 不正発生要因
- (3) 不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況
- (4) 本学が講じた措置の内容
- (5) 是正措置等
- (6) その他最高管理責任者が必要と認めた事項

7 前項に掲げる期間につき、210日以内に調査が完了しない場合は、中間報告を配分機関等に提出するものとする。

## 第4章 不正防止計画

(不正防止計画の策定及び公開)

第12条 統括管理責任者は、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価するとともに、公的研究費の不正の発生する要因に対応する具体的な不正防止計画を年度ごとに策定し、公開するものとする。

(不正防止計画の推進)

第13条 不正防止計画の推進は、大学事務局大学総務課が担当するものとする。

- 2 大学総務課は、不正防止計画の具体的な対策を作成・実施するとともに、実施状況を確認し、年度ごとに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、不正防止に率先して対応することを学内外に表明するとともに、不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

## 第5章 公的研究費の適正な管理活動

(適正な執行管理)

第14条 大学総務課は、定期的に予算執行状況を把握するとともに研究計画の遂行状況を確認し、必要な措置を講じるものとする。

- 2 大学総務課は、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるように努めるものとする。

(発注及び納品検収)

第15条 発注及び検収業務については、原則として大学総務課が実施するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、統括管理責任者が明確な条件を設けた上で、研究者による発注を認めることがある。
- 3 購入した物品のうち、学校法人廣池学園経理規程で定める基準に基づき、資産登録が不要な物品であっても、換金性の高い物品については、台帳で適切に管理するものとする。

(取引業者からの誓約書の徴収)

第16条 一定の取引実績や本学におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、取引業者に誓約書の提出を求めるものとする。ただし、事前に遵守事項を定めた契約書を締結する場合は、この限りではない。

(雇用管理)

第17条 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、大学総務課が確認するものとする。

(出張計画の実行状況の確認)

第18条 研究者の出張計画の実行状況等については、出張の事実を証明する資料に基づき、大学総務課が確認するものとする。

## 第6章 情報発信・共有化の推進

(相談窓口)

第19条 公的研究費に関する学内外からの相談に対応するため相談窓口を設置し、大学総務課が担当するものとする。

(外部への公開)

第20条 次の各号に定める事項は、ホームページで公開するものとする。

- (1) 麗澤大学研究倫理規程
- (2) この規程の他、関連する規程
- (3) 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者の職名
- (4) 通報窓口及び相談窓口
- (5) 不正防止計画の概要
- (6) その他最高管理責任者が必要と認めた内容

## 第7章 モニタリング体制

(内部監査)

第21条 監査室は、次の各号に定める事項について毎年度実施するものとする。

- (1) 不正発生要因の分析
- (2) 会計書類の形式的要件等が具備されているか等の財務情報に対するチェック
- (3) 公的研究費の管理体制の検証
- (4) 不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出して行うリスクアプローチ監査

## 第8章 雑則

(定めのない事項)

第22条 この規程に定めのない事項は、ガイドライン及び関連する文部科学省通達に則り、適切に取り扱うものとする。

(事務の所管)

第23条 この規程に関する事務は、大学事務局大学総務課、財務部財務経理課及び監査室が所管する。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、大学執行部会議の意見を聴取した後、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成22年4月1日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。
- 6 この規程は、平成27年9月18日から改定施行（全部改正）する。
- 7 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。
- 8 この規程は、平成31年4月1日から改定施行する。
- 9 この規程は、令和2年4月1日から改定施行する。
- 10 この規程は、令和4年4月1日から改定施行する。